

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第3項の規定に基づき公益財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- ① 一般寄附金寄付者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - ② 特定寄附金寄付者が寄附の申込に当たり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集・使途)

第3条 この法人は常時、一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。
- 3 前項については、寄付者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

(特定寄附金の募集・使途)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を記載した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(募金に係る結果の報告)

第6条 この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項をホームページ上に公開するものとする。

- 2 この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などをホームページ上に公開するものとする。

(受領書等の送付)

第7条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第8条 寄附金が次の各号に該当する場合、もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄付者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規定に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。